

舞総税第 77 号
令和 5 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

債権の放棄について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名 称	件数	金 額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備 考
1	裁判申立手続費用	1 件	15,705 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	総務部税務課	
2	夏期歳末くらしの資金 貸付金	2 件	120,000 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
3	夏期歳末くらしの資金 貸付金	101 件	8,455,000 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
4	国民健康保険第三者行 為賠償金	1 件	3,190,272 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	福祉部保険医療課	
5	介護福祉士育成修学資 金返還金	1 件	1,840,000 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	福祉部高齢者支援 課	
6	市営住宅使用料	1 件	291,100 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
7	市営住宅使用料	4 件	3,774,040 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
8	市営住宅使用料	13 件	6,668,288 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	

9	市営住宅駐車場使用料	1 件	178,500 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 5 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
合計		125 件	24,532,905 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上経第55号
令和5年5月30日

舞鶴市議会議長

上羽和幸様

舞鶴市長 鴨田秋津
(公印省略)

債権の放棄(水道事業分)について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	2件	324,622円	生活困窮状態 (条例第6条第1号該当)	令和5年3月31日	上下水道部経営企画課	
2	水道料金	2件	9,727円	法人破産 (条例第6条第3号該当)	令和5年3月31日	上下水道部経営企画課	
3	水道料金	5件	200,292円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	令和5年3月31日	上下水道部経営企画課	
4	水道料金	11件	206,989円	徴収停止後の期間経過 (条例第6条第5号該当)	令和5年3月31日	上下水道部経営企画課	
5	水道料金	136件	1,670,601円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6号該当)	令和5年3月31日	上下水道部経営企画課	
合計		156件	2,412,231円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞市病第 55 号
令和 5 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

債権の放棄(病院事業分)について
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	病院及び診療所の使用料等	3件	633,510円	生活困窮状態 (条例第6条第1号該当)	令和5年3月31日	市民病院管理部 総務課	
2	病院及び診療所の使用料等	1件	213,860円	相続人不存在 (条例第6条第2号該当)	令和5年3月31日	市民病院管理部 総務課	
3	病院及び診療所の使用料等	1件	117,631円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	令和5年3月31日	市民病院管理部 総務課	
4	病院及び診療所の使用料等	5件	628,537円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6号該当)	令和5年3月31日	市民病院管理部 総務課	
合計		10件	1,593,538円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。